

助成金交付事業を担う法人に関する基準

○ 論点

助成金交付事業を行う法人に関する基準は以下の項目で妥当と言えるか。

○ 基本的な考え方

法人に関する基準として、事業を適切かつ継続して実施していく観点から、①事業に対する知見・実績、②運営組織・経理、③事業実施体制の3点について、必要最小限のものを定める。

(参考)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

二 第十二条の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計をもってこれに充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

○ 基準案

(1) 助成金交付事業活動に関する基準

- ・ 救急医療に関する理解及び実績を有すること。
- ・ 継続してドクターヘリを用いた救急医療の確保に貢献しうる事業計画を有していること。
- ・ 一定の地域に偏らず、全国的に適正かつ確実に事業を遂行すること。

(2) 運営組織及び経理に関する基準

- ・ 不適切な経理を行っていないこと。
- ・ 運営組織から同族性が排除されていること(同一親族等が役員又は社員の総数の3分の1以下であること)。
- ・ 法人の解散があつた場合の残余財産の帰属先が制限されていること(帰属先が、国、

地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人であること)。

- ・ 役員又は社員等に特別の利益を与えないこと。
- ・ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

(3) 助成金交付事業の実施体制に関する基準

- ・ 事業の実施に際し、適切な審査体制、事務能力を有している法人であること。
- ・ 事業報告書等の書類を閲覧させる等情報公開を行っていること。
- ・ 厚生労働大臣に対し、毎年度、事業の実施状況について報告を行うこと。

(4) 基金の運用や管理のあり方等に関する基準

(イ) 構成

- ・ 基金は寄付金、運用収益の繰入れから構成されること。

(ロ) 使用目的

- ・ 助成金交付事業に要する費用並びに同事業及び基金の管理に要する費用に充てること。

(ハ) 基金使用の手続き

- ・ 基金の使用に際しては、法人が設置する第三者組織の意見を聴くこと。なお、第三者組織の設置に際しては、厚生労働大臣の助言を受けることが望ましいこと。

(ニ) 基金の管理

- ・ 管理者を設置すること。
- ・ 基金の運用状況に関する記録を作成すること。

(ホ) 登録の取消しがあった場合の基金の取扱

- ・ 基金の全額を、国、地方公共団体又は他の登録法人に贈与する旨を定款等に定めること。

(了)